

令和 2 年 第 4 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

令和 2 年 12 月 17 日 開会

令和 2 年 12 月 24 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

令和2年第4回鳴沢村議会定例会会議録

令和2年12月17日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦 雄一郎	2番	渡辺 正人
3番	渡辺 宗司	4番	土屋 文明
5番	渡辺 次男	6番	三浦 直樹
7番	小林 清一	8番	渡邊 明雄
9番	佐藤 博水	10番	小林 昭一

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局長書記 渡辺和彦

7、会議事件

承認第 7号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める
専決処分につき承認を求める件

議案第 37 号鳴沢村中小企業者及び小規模企業者振興基本条例を定める件

議案第 38 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 39 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 40 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 41 号令和 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 42 号令和 2 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 43 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 44 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 45 号鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例を定める件

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 承認第 7 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

日程第 5 議案第 37 号鳴沢村中小企業者及び小規模企業者振興基本条例を定める件

日程第 6 議案第 38 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 7 議案第 39 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 40 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 6 号)
- 日程第 9 議案第 41 号令和 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会
計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 42 号令和 2 年度鳴沢村簡易水道事業特別会
計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 43 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 44 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 一般質問

◎議長挨拶

議長（小林昭一君） 令和2年第4回定例会開会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第4回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の折、全員の出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

令和2年、今年は新型コロナウイルス感染症に影響され、事業活動もままならず、ふだんの生活にも落ち着いた時間がありませんでした。国・県の新型コロナウイルス感染症対策に漏れがないか、鳴沢村では村の特色を考え、国・県の対策を鑑みながら、まだまだ援助できることはないかなど、村長と職員が一丸となって、いろいろな村独自の政策を立案・実施していただきました。議会でも、微力ながらご提案をさせていただき、事業活動、家庭生活を応援できたのではないかと自負しております。まだまだ収束の明かりが見えませんが、一日でも早く普通の生活を取り戻したいものです。新たな年には、オリンピック・パラリンピックが開催されます。世界からたくさんのお客様をお迎えして盛大に開かれますよう、また災害もなく穏やかな年となるように念じたいと思います。

さて、本定例会の審議は、令和2年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の補正予算等であります。新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じながらの定例会となりますが、慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

開会 午前10時02分

議長（小林昭一君） ただいまから、令和2年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を

開きます。

◎村長挨拶

議長（小林昭一君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 令和2年第4回鳴沢村議会定例会の開催をお願いしたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、全員の参会の下に開会できますことをありがたく感謝を申し上げます。

本年も残すところ2週間余りとなり、寒さも本格的になってまいりました。皆様も体調にはご自愛しながら年を越していただきたいと思っております。

本来なら、オリ・パラも終わり、今年1年忙しい中をありがとうございましたと言いたいところでありましたが、今年の春先より、世界的に蔓延いたしました新型コロナウイルスによって、先ほど議長さんも申しあげましたように、村の事業、行事等も実施できなくなったのは、断腸の思いであります。そんな中においても、本鳴沢村においては、今のところ発病、また感染の場所もないように伺っております。これは村民の皆様のみならず、関係機関の皆様のご努力、ご指導の賜物と、この場をお借りしまして、深く感謝を申し上げさせていただきます。まだまだ新型コロナウイルスが終わったわけではありませんので、どうかこれからも頑張ってお協力、またご支援をお願いいたしますと思っております。

そんな中で、本定例会ではコロナ対策関係の予算も補正する予定となっております。各案件とも村にとっては重要な案件でありますので、皆さんには慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

議長（小林昭一君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺正人君、渡辺宗司君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、11月27日に第3回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。審議結果についてはお手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

なお、報告にあります令和3年町村長・町村議会議長新年互礼会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、先日開催中止が決定されたことを併せて報告申し上げます。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による、令和2年度

行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 三浦直樹君。

監査委員（三浦直樹君） 地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施しました行政監査について報告いたします。

11月10日及び11日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について、行政監査を行いました。

事業執行状況については、令和2年度における全268項目のうち、100万円以上、かつ10月19日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の27事業を対象として、事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査しました。

補助金交付事務については、平成31年度一般会計において、1補助事業者について50万円以上の補助金を交付している17事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則などに基づいて、交付事務が適正に行われているか審査しました。

入札事務については、令和2年度において、10月末日までに執行された11件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて、事務が適正に行われているか審査しました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項及び鳴沢村監査基準第14条第1項の規定により、11月11日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で行政監査の報告を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で行政監査の結果報告を終わります。

次に、令和2年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月4日の午後2時及び7日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月4日の委員会で申合せた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より12月24日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、12月7日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、12月7日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、7日正午に通告が締め切られた3名3件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に

行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 総務教育厚生常任委員長 三浦雄一郎君。

総務教育厚生常任委員長（三浦雄一郎君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第3階定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月7日午後5時より、議場において委員会を招集しました。委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢樹型の里加工部との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立って、議員控室において、樹型の里加工部の方々と座談会を開催し、団体の活動だけに限らず、幅広くご意見やご要望を伺いました。

座談会終了後に、議場において委員会を開催し、加工部の方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、道の駅なるさわのハエ対策などについて、全員協議会において総務教育厚生常任委員会からの意見として提言し、協議していくことなどを決定いたしました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 建設産業経済常任委員長 渡辺正人君。

建設産業経済常任委員長（渡辺正人君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和2年第3回定例会において、所管する事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月4日午後3時より、議員控室において、第4回となる委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、公共施設の状況把握について、道の駅リニューアルについて、令和2年度道路工事等の進捗状況等について、その他の4件です。

会議ではまず、公共施設の現地視察の今後の予定等について協議を行い、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、現地視察は6月以降の実施とすること、また次回の委員会に向けて、新庁舎建設に関する進捗状況等を確認することを決定しました。

続いて、道の駅リニューアルについて、10月16日と11月19日に実施した道の駅専門部会での協議事項の報告を行い、その内容を基に意見交換を行いました。次回の専門部会において、リニューアルのための資金繰りや防災施設としての利用について、併せて検討していくこととしました。

続いて、振興課より、今年度実施している村の工事及び国・県が主体となって行っている村内の工事等について、内容や進捗状況等の説明を受けました。

次に、その他協議事項として、養鶏場の件について、先日開催された住民説明会の報告と意見交換を行いました。

最後に、リサイクル業者との協定締結の進捗状況について振興課より報告を受け、意見交換を行いました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月22日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第42号（案）についての1件です。

既にご覧いただいていると思いますが、議会だより第42号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月11月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、平成31年度決算認定の記事をトップ項目とし、議会から村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。また、今回初めて導入いたしました議会だよりモニターに関する記事として、モニター決定のお知らせと、議会だより第41号についてのご意見・ご感想を掲載いたしました。議会だよりモニターの方からの意見については、今後毎号掲載する予定となっております。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月24日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月24日までの8日間と決定しました。

◎日程第4 承認第7号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長(小林昭一君) 日程第4、承認第7号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡邊安司君) 承認第7号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由及び主な内容についてご説明申し上げます。

処分事項は、令和2年10月7日付の人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与改定及び山梨県職員の給与改定等を考量し、会計年度任用職員を含む本村職員の給与条例につきましても、一部を改正する必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

また、速やかに賞与に反映する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、特別給の賞与に相当する額が民間の支給割合と比較して高くなっていることから、0.05月分を引き下げ、年間の期末・勤勉手当を4.45月とするものであります。

条例の1ページの第1条をご覧ください。

第16条第2項の期末手当基礎額の割合を1級から5級の職員は100分の130を100分の125に、6級の職員は100分の110を100分の105の割合にするものです。

条例の2ページの第2条につきましては、100分の2.5の割合で増加しておりますが、令和2年度と令和3年度の支給総額を同一の割合、年間2.55月にするよう調整したものであります。

1ページの第1条は、令和2年度の12月支給分の改正であり、2ページの第2条は、令和3年度分の改正となっております。このため、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で承認第7号の専決処分の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 以上で討論を終了します。

これより、承認第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第37号鳴沢村中小企業者及び小規模企業者振興基本条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第5、議案第37号鳴沢村中小企業者及び小規模企業者振興基本条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長(三浦寿得君) 議案第37号鳴沢村中小企業者及び小規模企業者振興基本条例を定める件について、提案理由及び主要内容についてご説明申し上げます。

村の事業者数の大多数を占める小規模企業者の一層の振興を図るため、小規模企業振興基本法の基本理念にのっとり、本条例を制定するものであります。

主要内容をご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

第1条は、条例制定の目的についてであります。中小企業者及び小規模企業者の振興施策を推進することにより、村経済の持続的発展と村民の生活の向上につなげていくことを目的としております。

第2条では、本条例においての用語の定義を定めております。

第3条では、中小企業者等の成長発展及びその持続的発展を図るための基本的な考えを定めております。

第4条では、前条の基本理念に基づき基本方針を定め、推進していく内容となっております。

第5条では、第3条の基本理念に基づき、村が講ずる振興施策

を定めております。

第6条では、第5条に定める振興施策を総合的かつ計画的に実施するための村の責務を定めております。

第7条は、中小企業者等及び大企業は、地域社会への貢献に努め、村が行う振興施策に積極的に協力することを定めるものであります。

第8条は、地域経済団体は、中小企業者等と相互に連携し、中小企業者等の創意工夫をもった取組を支援するとともに、村が行う振興施策に積極的に協力することを定めるものです。

第9条は、教育機関は、中小企業等の取り組む事業活動に協力し、産官学連携の促進を図ることを定めるものであります。

第10条は、金融機関は、中小企業者等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ、経営相談等を通じて支援を行い、中小企業者等の成長発展に協力するよう定めるものであります。

第11条は、村民は、中小企業者等が村の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、振興施策及び振興事業に参加及び協力するよう定めるものであります。

第12条は、中小企業者等の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者等その他の関係団体の意見を反映するよう定めるものであります。

第13条において、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとします。

附則として、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第37号の提案理由及び主な内容についての説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第38号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第6、議案第38号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第38号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264

号) が令和 2 年 9 月 4 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から、給与所得控除や公的年金等控除が 1 0 万円引き下げられるとともに、基礎控除が 1 0 万円引き上げられます。給与所得控除や公的年金等控除が 1 0 万円引き下げられますが、低所得者及び公的年金所得者の国民健康保険税の軽減判定を行う総所得金額には基礎控除は反映しないため、判定総所得金額が 1 0 万円上がることとなります。

このため、今まで国民健康保険税の軽減を受けていた方が前年と同じ収入であっても、軽減を受けられなくなる場合が出てきます。この控除額改正の影響をなくすため、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の 1 ページをご覧ください。

第 2 2 条第 1 項第 1 号は、7 割軽減を受ける基準、2 ページの同項第 2 号は 5 割軽減、3 ページの同項第 3 号は 2 割軽減を受ける基準の規定となっており、それぞれ基準額の 3 3 万円に 1 0 万円を増額し 4 3 万円とし、判定総所得金額が 1 0 万円増加する控除額改定後も前年と同様に軽減を受けられるようにするものです。

議案の 4 ページをご覧ください。

附則第 2 項ですが、特例として当分の間、公的年金所得者に対して、年金所得から 1 5 万円を差し引いた金額で軽減判定がされています。軽減を受けられる公的年金収入金額が 1 1 0 万円となりましたが、現行では特例により軽減される収入金額は 1 2 5 万円となっております。この影響をなくすため、1 1 0 万円とあるのを 1 2 5 万円と読み替え、控除額改定後も前年と同様に軽減を受けられるようにするものであります。

なお、附則として、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、この条例に

よる改正後の鳴沢村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものであります。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第39号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第7、議案第39号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第39号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

附則第2条、地方税法改正により、特例基準割合が延滞金特例基準割合となり、また計算の基準となる割合が平均貸付割合と規定されたため、名称を変更するものであります。

附則としまして、本条例は令和3年1月1日から施行し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることとします。

以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第40号令和2年度鳴沢村一般会計補正
予算(第6号)

◎日程第9 議案第41号令和2年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算(第2号)

◎日程第10 議案第42号令和2年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算(第1号)

◎日程第11 議案第43号令和2年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算(第2号)

◎日程第12 議案第44号令和2年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算(第2号)

議長(小林昭一君) 日程第8、議案第40号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算(第6号)から日程第12、議案第44号令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第40号令和2年度鳴沢村一般会計補正

予算（第6号）から議案第44号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに5,620万5,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を34億3,316万1,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、介護保険特別会計繰出金700万2,000円、道の駅なるさわ運営事業352万6,000円、地域情報通信基盤整備推進事業203万5,000円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金99万4,000円、県支出金14万7,000円、繰入金200万円、前年度からの繰越金1,743万円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和2年度予算と平成31年度から令和2年度に繰越明許させていただいた予算の総額は、34億9,864万9,000円となります。

また、債務負担行為につきましては、令和3年度から、鳴沢小学校給食調理について、公務員削減の流れから調理員を確保することが難しい状況であることなどから、安定して学校給食を提供するために、調理委託業務費を設定させていただくものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第40号から議案第44号までの提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第44号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第13 一般質問

議長（小林昭一君） 日程第13、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺正人君からの「ふるさと納税返礼品について」の質問を許します。2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 私からの質問ですけれども、ふるさと納税の返礼品について、小林村長に質問いたします。

さて、今年是世界中で新型コロナウイルスによる経済への影響を受け、税収は大幅に落ち込むことが予想されます。そこで、改めてふるさと納税の返礼品を見直し、寄附金を増やす施策が必要だと考えます。

そこで、他の自治体の状況をふるさとチョイスで調査してみました。富士河口湖町では、肉製品やネクタイなどのファッション関係など、返礼品の種類は476件、寄附額は2015年度以降、2億円から2億5,000万円を堅調に推移しています。また山中湖村では、肉製品や焼き菓子など多数ありまして、返礼品の種類は100件、寄附金額は2019年度からは3億円を超える状況であります。

一方、鳴沢村では、現状の返礼品種類は63件、寄附額は2019年度は1,500万円ということになっております。返礼品の種類も寄附もまだ少ない状況であります。しかし、返礼品を増やすとしても、新たな食品を開発するためには、試作品を繰り返し作る材料費、それ以外にも設備などが必要になる場合もあります。

最近、ある自治体では、返礼品開発支援補助金を新たに創設したそうです。補助金額は経費の3分の2以内ということで、上限が20万円。予算枠は200万円というような内容です。ほかにも、コロナ対策として農水省が行っている経営の継続支援補助金で、返礼品を2倍にして寄附金を増やした自治体もあります。

現在の国の制度における経費総額は50%以下と決められていますが、その範囲内で返礼品製造事業者への開発支援など、返礼品アイテムを増やす施策が必要ではないでしょうか。返礼品を開発すること以外でも寄附額を増やす方法など、お考えをお聞かせください。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺正人議員のふるさと納税についての質問ですが、私より制度を熟知しており、また役場内で研究をしております係の課長であります企画課長から答弁をさせますので、お願いいたします。

議長（小林昭一君） 企画課長。

企画課長（三浦寿得君） それでは、渡辺正人議員からの「ふるさと納税返礼品について」の質問にお答えいたします。

都市と地方の財政収支の不均衡是正の解消と、納税者がふるさとを出身地、あるいは出身地ではないですが、貢献・支援したいと思う市町村に寄附できる制度として、平成18年度にスタートしました。制度の拡大のきっかけは、平成23年に発生した東日本大震災でした。大きな災害が起こると、被災地支援の意味合いでふるさと納税を行う人が増えます。出身地に限らず、応援・貢献したい地域に寄附できる制度設計がうまく機能した事例だと言われております。

平成27年には、地方創生推進の観点から、制度拡充が図られ

ました。控除限度額がそれまでの2倍に拡充され、寄附先が5自治体以内の場合は、ワンストップ特例制度が創設され、確定申告が不要となりました。結果、寄附額は前年の約4倍と急増し、以後は拡大の一途をたどりますが、同時に寄附者に対する返礼品競争も激化しております。

令和元年度には、還元率の高さや換金のしやすい返礼品で寄附額を増やす自治体の増加を問題視して、規制が強化されました。具体的には、アマゾン等のギフトカードや還元率が30%以上の高額返礼品などはNGとなりました。

このような経過からも、ふるさと納税の本来の趣旨は、ふるさとを応援・支援したいという思いから生まれる市町村に対する寄附であります。しかしながら、現在では返礼品ばかりがクローズアップされ、納税者もいかに魅力ある商品を手に入れることができるかといった、言わばネットショッピングの様相を呈しております。

制度としての問題点はありますが、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる等のふるさと納税サイトにより、市町村の情報が発信でき、地域産品のPRにつながることは非常に大きなメリットと捉えております。地域の事業者にお金が落ち、地域経済が活性化するとともに、市町村の実施する事業の財源としても期待ができます。

鳴沢村では、平成30年度よりふるさとチョイスの運用を開始、令和元年には楽天ふるさと納税の運用を開始しました。また、シャインマスカットやピオーネといった魅力的な商品を返礼品に加えたことにより、500万円程度で推移していた寄附額が、平成31年度には3倍の1,500万円まで伸ばすことができました。本村の農家さんが山梨市において栽培しているピオーネも好評を博し、全体の6割強を占める主力商品となっております。

ます。

令和2年度からは、返礼品を還元率の3割に近づけ、返礼品の追加や見直しを随時行ったり、ふるさと納税の返礼品を増やすため広報で周知するなど、返礼品の掘り起こしも行っております。返礼品の種類を増やすことで寄附額が伸びることは実証されておりますので、今後も返礼品の種類を随時追加していく予定です。

返礼品開発支援補助金についてですが、制度における経費総額は寄附額の50%以内になっており、返礼品が約30%、送料が約10%、業務委託料が8%、チラシ等がプラスされ、ほぼ50%程度の経費状況が見込まれる状況であり、これ以上の経費を捻出することは難しい状況です。

ただし、ふるさと納税寄附金を原資としたふるさと応援寄附基金が平成31年度末で約4,600万円あり、基金を活用した事業として特産品の開発支援を行っていくことを検討しております。

また、新たに寄附金額を伸ばす方策としまして、地域共通返礼品の開発を富士河口湖町と一緒に企画しており、来年度からは新たに複数の返礼品が増える見込みです。

そのほかの方策としましては、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングが考えられます。既にこれらの方法を用いて特色ある事業を実施している自治体もありますので、先進事例等を研究し、本村でも取り入れていきたいと考えております。

しかしながら、ふるさと納税の本来の趣旨は、ふるさとを応援・支援したいという思いから生まれる市町村に対する寄附ですので、行き過ぎたふるさと納税獲得競争にのめり込んでいくのはよくないと考えております。決められた制度の中で、知恵を絞って寄附金額を増やしていきたいと考えておりますので、

議会の皆様もご支援・ご協力をお願いいたします。

以上で渡辺正人議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） よく分かりました。

生産者や事業者には、新たな開発のモチベーションとなるような政策が必要と考えて質問しましたがけれども、もう少し私も含めて知恵を絞り、また私自身も協力は惜しまないつもりであります。

最後に、このふるさと納税制度が生産者や事業者非常に有利であることがあまり知られておりません。具体的には、宅配の送り状作成とか送料は寄附金の中で経費処理してもらえることなど、通常のインターネット販売での面倒なことがほとんどなく、安心して出品できることも最後にお伝えしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（小林昭一君） 以上で渡辺正人君の一般質問を終わります。

次に、「食物アレルギーを有する幼児・児童への給食の対応と今後の対策について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 食物アレルギーを有する幼児・児童に対しての給食の対応状況と近年の動向や、増加傾向にある食物アレルギーに対し、今後の対策等について、村長、教育長に伺います。

食育の法的な位置づけとして、食育基本法がありますが、この前文の中に、特に子供に対する食育を重視というふうにあります。周知から実践に向けて、第2次食育推進基本計画が策定されており、目標には「学校、保育所等において、家庭や地域と連携を深めつつ、十分な食育がなされるよう」取り組む施策というふうにされており、その施策の項目の中には「学校の給食の充実」や「保育所での食育推進」等が挙げられています。

学校給食法が施行され、その役割の一つとして成長期にある児

童生徒の「心身の健全な発達に資する」となっておりまして、鳴沢村では給食を無償提供し、栄養バランスの取れた豊かな食事、健康の増進、体力の向上を配慮した給食が提供されており、親御さんの経済的負担の軽減だけでなく、子育て支援に大きく援助され、保護者からは大変喜ばれています。

このような折、近年では食物アレルギーを有する幼児・児童・生徒が増加傾向にあり、平成24年12月、東京都調布市の小学校では食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという誠に気の毒な事故がありました。食物アレルギーを有する幼児・児童・生徒に給食を提供するに当たり、深刻に考慮し対処すべき問題であると考えます。

文部科学省からの通達によりますと、個々の児童生徒の状況に応じた万全の対応に努めるようにとあります。鳴沢村で食物アレルギーを有する幼児・児童・生徒の実態とその対応、今後も予想される増加傾向に対して、施策などをどのようにお考えであるか伺います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の給食での食物アレルギー対策の質問ですが、本村では、保育所、小学校、湖南中で給食を提供しております。私より内容を熟知しております住民課長と教育長より答弁させていただきます。

議長（小林昭一君） 住民課長。

住民課長（小林昌信君） 佐藤博水議員の「食物アレルギーを有する幼児・児童への給食の対応と今後の対策について」、まず保育所の対応からお答えいたします。

鳴沢保育所の給食につきましては、アレルギー児童の増加に備え、昨年度より調理に栄養士資格を持つ職員を配置し、除去食

の献立作成、保護者との食材確認、食材選び、調理まで安全に提供できるように、専門性を生かした対応をしています。医師による、除去の必要がある食物が記載された生活管理指導表を提出してもらい、それを基に栄養士がアレルギー児に対し、毎月個別に献立を作成し、アレルギー物質が含まれていないか、内容を保護者にも確認してもらった上で調理を実施しております。また、アレルギー児専用の鍋・器具で調理し、色で区別されたお盆・食器に盛りつけ、給食・おやつもテーブルを別にし、個別対応しております。

アレルギー症状の発症時につきましては、厚生労働省のアレルギー対応ガイドラインに基づき、アレルギー症状やアナフィラキシー対応内服薬の保有状況の情報について、保護者承諾の上、消防署に資料を提出し、情報共有を図ることにより、アナフィラキシーショックを起こした際に適切な医療が受けられるようにしております。また、職員の対応としまして、食物アレルギー緊急対応マニュアルを作成し、役割分担や緊急性の判断基準の作成など、緊急時にも対応できるようにしております。

今後、アレルギー児が増加した場合も、引き続き保護者と連携を取り同様に対応していきませんが、専用の施設、設備、専用人員の配置などが必要で、完全除去食の提供ができない場合は、厚生労働省のアレルギー対応ガイドラインに基づき、弁当持参の対応となります。

議長（小林昭一君） 教育長。

教育長（渡邊伸一君） 続きまして、鳴沢小学校の状況につきましてご説明いたします。

小学校の食物アレルギー対応児童数は増加傾向にあります。学校給食の食物アレルギー対応は、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」、県教委の「学校におけるアレ

アレルギー疾患対応マニュアル改訂版」、「富士河口湖町・鳴沢村アレルギー対応マニュアル」、こちらにつきましては、富士河口湖町の学校保健研究会で平成25年作成したものです。これには、湖南中、また鳴沢小学校も参加しております。これらのマニュアルに沿って行っております。

毎年、新入生、在校生を対象に、食物アレルギー調査を実施し、食物アレルギーのある児童を把握し、学校生活において配慮を希望する児童の保護者に、主治医が記入した学校生活管理指導表の提出を依頼し、指導表を基に保護者と校長、栄養教諭、養護教諭、担任等で面談を行い、給食の対応を確認しております。

給食における食物アレルギー対応は、原因食物を除去し、除去食、代替した食物、例えば鳥肉のみそ焼きをハウレンソウのオムレツ、これはアレルギー対応の処置を取ったものです、を提供しております。除去食、代替した食物は、前月に食物アレルギー対応を記載した献立表を作成し、複数の職員での確認と保護者の確認を取り児童に提供しております。

提供する際は、名前が記入されたトレーの上に除去食、代替した食物をセットし、ラップの上に児童名を貼り、教職員がアレルギー対応の献立表と間違いがないか確認しております。また、食事時の児童の様子にいち早く対応できるよう、食物アレルギー対応を行っている児童は、教職員の前、あるいは横の席に座るようにしております。

湖南中の食物アレルギー対応は、鳴沢小と同様に除去食、代替食の提供を基本とし、安全な給食提供が困難な場合、弁当対応としております。

学校給食における食物アレルギーについては、平成20年に公益財団法人が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき対応していましたが、平成24年、

食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなる事故の発生を受け、再発防止の検討を進める中、ガイドラインに基づく対応の徹底、教職員に対する研修の充実、緊急時におけるエピペン、こちらはアドレナリンの自己注射薬です、の活用、関係機関との連携体制の構築等の最終報告を取りまとめました。

最終報告で示された考え方を踏まえた文科省の食物アレルギー対応指針では、全ての児童の給食の安全性を最優先とし、学校及び調理場の施設整備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わないことも明記されております。

食物アレルギーは、症状、重篤度、原因食物がそれぞれの子供により異なります。また、同じ原因食物でも摂取可能な量の違いなど、一人一人の対応が異なる状況であります。完全除去食の提供は、調理するラインを完全に分離し、専用の調理場、専用人員が必要となります。安全な給食の提供を行うことが困難な場合は、何よりも児童の生命と安全を最優先に考え、家庭からの弁当持参をお願いしております。

また、給食費無償化に伴い、本年4月から保護者の経済的負担の軽減を目的に、食物アレルギー対応のため弁当を持参している児童の保護者に対し、弁当に要する経費を補助対象としております。

以上で佐藤博水議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） いろいろな対応をしていただいております、安心しました。

しかし、食物アレルギーを有する児童生徒、他の子供たちへの対応、このへんの指導はどのようにしているのか伺いたいと思

います。

また、将来は増加傾向にあり、また専用の調理室や調理員が必要になってくるということになっておりますが、このへんはどのように考えているか伺います。

議長（小林昭一君） 教育長。

教育長（渡邊伸一君） 他の児童に対する指導ということですが、やはりアレルギーについての周知につきましては、栄養教諭のほうで給食時にどういう食物が給食の献立として出ていて、どういう効果があるかということの説明はしますが、そのときにアレルギーにつきましても説明しています。

また、子供たちにアレルギーに対して理解していただくためにも、先にアレルギー対応の児童へ配膳をします。その後に残りの児童が配膳するというようなことで、そのへんの理解もしているところであります。

それから、調理場の完全分離、またはスタッフ等の増ということでもありますけれども、こちらにつきましては、今の調理場で処理することは難しいと考えています。対応するとなると調理場の増設等が必要になります。一番問題なのは、アレルギーはその子その子で内容が違ってきます。例えば小麦がアレルギー対応の子供もいますし、乳製品、ほぼ乳製品とか小麦というのはいろんな食物に入っているんですけども、それらをその子その子によって状況、また摂取量、それから先ほど言いました食物によって違いがあります。それらを全て対応するようにラインを組むということは、非常に財政的にも難しいものだと思います。

やはり、一番子供の安全ということを考えますと、過度な給食提供というものよりも、自宅から弁当を持参していただいて、それに対しては給食室のほうでも電子レンジ等で温めて、その

該当する児童が自分の食べるところで配膳しますので、そのへんを確認しながら、周りの教職員が確認するというような安全対策も取っておりますので、そのような方向で考えております。

議長（小林昭一君） 住民課長のほうから何か答弁ありますか。

住民課長（小林昌信君） 保育所につきましては、児童に対する周知は、やはり子供は状況が分からないので、保育士がつくとか、テーブルを別にするという形で対応をして、誤食をしないようにという形で防いでおります。

ただ、保護者につきましても、やはり家庭内で食べているものを聞き取り調査しまして、基本的に小さい子というのは、病院の診断を受けましても、どの物質に対してアレルギー症状が出ているかというのがはっきりしないもので、基本的にはご家庭で食べているものを保育所で出すような形が実際的に行われているような状況になっております。

また、現状においては、今いるアレルギーを持つお子さんと、あとアレルギーはないんですけれども、病気で食べられないという子供がおりまして、一応、現状の給食態勢で対応ができております。

あと、設備に関してですが、保育所の設備が現在ではもう対応が不可能なので、特に重度のアレルギーを持つお子さんが来た場合には、やはり混入してしまう可能性が出てきますので、あまり重度の方が現れた場合だと対応できないことが想定されます。また施設の増設に関しては、やはり施設の敷地そのものが狭くて、増設する余裕がありません。造るとすれば、また別敷地ということになりますが、それだと搬入の経路ができてしまうので、そのへんがやはりアレルギー児に給食を安全に供給するにはよろしくないということもあります。

また、経費的な面においても、かなり経費が増加してしまうの

と、給食を作る職員のほうが、人の確保がなかなか難しい状況になっておりまして、人員増加も難しい状況となっております。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） いろいろな対応を本当に考えてもらって、安心しました。

しかし、児童等も別々に分けてしてくれるということでもありますので、子供のことで、万が一どんなことが起こるか分からないということも考えられます。面白がってこれを食べてみるとかというようなことも考えられるわけですので、ぜひこのへんも慎重には慎重を重ねて指導していただくようお願いしたいということと、それから専用の調理室等、予算等、それから敷地等もないというようなこともありますけれども、将来多分増加してくるんじゃないかなというふうに考えられます。そのへんも含めて、おいおい考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、そのへんも心得て検討していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「捕獲ジカを地域資源として有効活用する考えは」の質問を許します。6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 「捕獲ジカを地域資源として有効活用する考え」について。

山梨県知事は、捕獲ジカを地域資源として有効活用し、地域の活性化を図るため、山梨ジビエ（シカ）認証運用モデル事業に補助金を交付しております。

鳴沢村では、猟友会が令和2年度は12月2日現在でシカ126頭を駆除しておりますが、これらのほとんどが埋設されており、有効活用されていません。

精肉にしてジビエとして活用するためには、狩猟により捕獲したシカを止め刺し、血抜き、腹出し、皮剥ぎ、部位分け、精肉、熟成といった過程が必要です。これらを保健所の認可を受けた処理施設で食肉処理業者が行うことで、販売が可能となります。

ジビエカーや処理施設の建設には、国の交付金2分の1と県の補助も見込めます。新たな特産物として、シカ肉を有効活用するのに、村として協力できるでしょうか。村長にお伺いします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員のシカを地域資源として有効活用し、山梨ジビエにしてはどうかというご質問ですが、猟友会では、今年は126頭ですが、1年間だと160頭から200頭のシカを捕獲し、うち食用に活用できる個体については、シカ肉ソーセージに加工し、道の駅で販売しております。そのほかの狩猟で腹部等に当たったシカ等は活用できないので、埋設処理を行っております。

ご質問にありました処理施設整備やジビエカーに対する補助金としては、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金があり、処理加工施設の整備について、市町村等に対し55%の補助金が交付されるものです。処理施設整備については、おおむね2,000万円から3,000万円が必要な経費となるようです。うち補助相当額が1,100万円から1,650万円、補助裏部分が900万円から1,350万円ぐらいとなるようです。ジビエカーの場合は、おおむね2,300万円程度経費がかかり、補助相当額が1,260万円、補助裏部分が1,030万円となるようです。

この処理施設ですが、全国で600か所程度整備されていますが、そのほとんどが赤字経営となっているようです。一般的には収入はシカ肉販売のみで、支出は人件費、光熱水費、施設維

持修繕費などがかかり、市町村からの業務委託収入で補填してもらっているのが実態のようであります。食肉処理業及び食肉販売業の資格を有した人員の確保や、加工肉の安定供給のための搬入頭数確保、販路の確保が赤字原因になっていると言われております。

鳴沢村で取り組む場合は、人員の確保については、資格を有する人のみならず、将来にわたって継続性の確保が重要であると考えております。

頭数の確保については、先ほど触れたように、銃による猟においては、銃弾が腹部に当たると腸内の菌が飛び散るため、頭か首を打ち抜く必要があり、捕獲総数の全てを活用することはできないと想定されます。このため、鳴沢村で捕獲されているシカのみでは頭数が集まらないのではないかと考えられます。このことから、鳴沢村のみで取り組むのではなく、複数の自治体で共同して取り組む必要があると考えております。

これは実現するかはまだ分かりませんが、販路の確保や、先ほど申したような需要の喚起についても、安定した経営を行っていくためには重要な要素であります。仮に補助金を活用して事業化する際には、いかに頭数を確保するかも含め、実現性のある事業計画を立てる必要があると考えております。

いずれにしても、意欲と継続性のある有資格者の確保の問題や、鳴沢村で捕獲される頭数では経営が成り立たないと想定されるため、現時点では事業化は困難であると考えております。

なお、県内では加工処理施設が4か所あり、いずれも食肉加工に意欲がある方が手を挙げた上で業務委託を行っているようですが、赤字となっているようです。市町村からの業務委託料収入がなければ経営は成り立たないと考えておりますので、村独自の施設建設は今のところ無理だと考えております。

以上で三浦直樹議員への答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 村単独で無理なのであれば、他の自治体と協力するのもいいかとは思いますが、その前に、処理加工において守るべき衛生管理の方法などを示したガイドラインやマニュアルを作成し、鳴沢村で指導していただきたいと考えます。振興課を中心にして協議会を開くなど、そういったことができるでしょうか。お伺いします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 村としてはですが、対猟友会というものを考えなければいけませんので、振興課を通して猟友会と話し合いさせていただき、いってみれば富士五湖支部にも猟友会、そういう団体がありますので、そういうところとも意見を出し合って、というよりは、河口湖では、精進で今やっているわけですが、1名の方しかその資格がないということで、それも順調に動いていないような状況であると伺っておりますので、そういうところを活用するのも一つの方法かと考えますが、猟友会との関係もありますので、協議をさせていただきたいと考えております。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） では、猟友会のほうと協議を開いていただいて、なるべく活用できるように、もったいないことがないようにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月18日から23日までの6日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月18日から23日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は12月24日午前11時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月17日

議会議長

署名議員

署名議員

令和2年12月24日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第40号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算
(第6号)
日程第4 議案第41号令和2年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第42号令和2年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 6 議案第 4 3 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計補
正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 4 4 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 1 議案第 4 5 号鳴沢村土地開発行為等の適正化に
関する条例を定める件
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午前10時59分

議長（小林昭一君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、土屋文明君、渡辺次男君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和2年第3回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、9番佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

今回は3件ありますので、まず第3回定例会について報告いたします。

令和2年9月28日10時より、令和2年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第3回定例会が招集されました。出席者は議員18名と、会議事件説明のため梶原先勝組合長ほか執行部3名の出席がありました。

定例会においての会議事件は5件で、会議録署名議員の指名が

あり、会期が28日の1日間と決定されました。

議案第3号令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について、事務局から提案説明があり、歳入総額1億6,644万5,000円に対し、歳出総額1億2,345万3,000円で、実質収支残額は4,299万2,000円で黒字との報告がありました。

監査委員の倉澤鶴義委員から決算審査報告、総括的意見があり、全員により認定されました。

次に、美化協議案第3号令和元年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計歳入歳出決算認定について、事務局から提案説明があり、歳入総額8,904万1,645円に対し、歳出総額5,954万6,021円で、実質収支残額は2,949万5,624円の黒字となった旨報告がありました。

同じく監査委員の倉澤鶴義委員から決算審査報告、総括的意見があり、全員により認定されました。

次に、議案第4号公平委員選任の同意を求めることについて、渡辺喜頼前公平委員の任期満了により、船津地区から、富士河口湖町船津4654番地17、渡辺 正氏の選任に同意されました。

次に、全員協議会が開催され、旧庁舎敷地（八幡神社所有）について、各地域議員の意見を聴取し、検討を図りましたが、各地区の希望意見がそれぞれ異なり結論が出せないため、今後も継続して検討することになりました。

その他として、閉会后、土地有効活用審議会が開催され、本村から渡邊明雄議員が出席し、組合所有地（旧吉田林務事務所長官舎跡地）活用について話し合われました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第3回定例会についての報告を終了いたします。

続いて、第1回臨時会についての報告をさせていただきます。

令和2年10月28日16時30分より、令和2年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第1回臨時会が招集されました。出席者は議員18名と、会議事件説明のため梶原先勝組合長ほか執行部3名の出席がありました。

臨時会における会議事件は3件で、会議録署名議員の指名があり、会期が28日の1日間と決定されました。

付議事件は、議長の辞職について、渡辺美雄議長から一身上の都合からの理由により、中野貴民副議長宛てに辞職願の提出があった旨事務局から報告され、全員が辞職に承認しました。

続いて、追加日程第1とし、議長選挙が行われ、指名推選で小立地区の古屋幹吉君が当選いたしました。

以上で第1回臨時会についての報告を終了いたします。

続いて、第4回定例会についての報告をさせていただきます。

令和2年12月21日15時より、令和2年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第4回定例会が招集されました。出席者は議員16名と、会議事件説明のため梶原先勝組合長ほか執行部3名の出席がありました。

定例会における会議事件は5件で、会議録署名議員の指名があり、会期が21日の1日間と決定されました。

議案第5号は、組合長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分の承認を求めることについて、事務局から議会を招集するいとまはなく、専決処分した旨の報告があり、承認されました。

議案第6号令和2年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,731万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億2,853万2,000円とするものです。

美化協議案第4号令和2年度美化協歳入歳出補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,499万6,000円とするもので、新型コロナウイルスの関係で大沢売店売上げの減に係るものです。

いずれも原案のとおり可決されました。

続いて、全員協議会が開かれ、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画について、山梨県知事に、この計画により周辺の自然環境の破壊危惧や入会地の権利を不変とし、安定的な鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合運営ができるよう協議をお願いする内容の要望書提出を組合長、議長に一任するもので、原案のとおり決定いたしました。

次に、旧庁舎敷地について、各地域で継続審査されていた内容について意見が出そろいましたが、食い違いがあり、鳴沢地区でも持ち帰り検討するよう継続審査とし、閉会いたしました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 河口湖南中学校組合議会、8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 今回、湖南中の報告が2件ございます。

まず、1件目、令和2年第2回河口湖南中学校組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

開催日時は令和2年9月28日木曜日、午後2時から、場所が河口湖南中学校会議室、出席者は、渡辺喜久男富士河口湖町長、小林 優鳴沢村長をはじめ、組合長、教育長、教育委員5名、組合議員17名、公平委員3名の出席がありました。

付議事件は5件で、まず、報告第1号令和元年度河口湖南中学校一般会計繰越明許費計算書の報告。これは情報通信ネットワーク環境施設整備事業で、高速LANを設置し、生徒1人当た

り1台タブレット端末が使えるようにするためのもので、翌年度繰越額は2,800万7,000円です。

議案第4号令和2年度河口湖南中学校一般会計補正予算（第1号）。主なものは新型コロナウイルス感染症対策費、タブレット端末550台、うち予備50台などで、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ2,939万1,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億8,924万6,000円とするものです。

認定第1号令和元年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定。これは歳入予算現額3億8,307万2,000円、調定額3億4,214万393円、収入済額3億4,214万393円、予算現額と収入済額との比較4,093万1,607円、歳出予算現額3億7,973万8,000円、支出済額3億4,159万1,393円、翌年度繰越額2,800万7,000円、不用額1,013万9,607円、予算現額と支出済額との比較が3,814万6,607円です。

同意第4号監査委員の同意を求めることについて。これは議会選出監査委員の選任で、富士河口湖町大嵐地区選出区分監査委員の辞職によるもので、大嵐地区の渡辺久正氏が選任されました。

同意第5号教育委員会教育委員任命の同意を求めることについて。これは女性教育委員の任命で、富士河口湖町乳ヶ崎地区選出の渡辺順子氏が選任されました。

以上で第1回河口湖南中学校組合議会定例会についての報告を終了いたします。

続きまして、令和2年第3回河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告をさせていただきます。

開催日時は令和2年11月9日木曜日、午前10時から、場所が河口湖南中学校会議室、出席者は、渡辺喜久男富士河口湖町

長、小林 優鳴沢村長をはじめ、組合長、教育長、教育委員 5 名、組合議員 17 名、公平委員 3 名の出席がありました。

付議事件は 1 件で、まず、議案第 5 号財産の取得について。これはタブレットパソコン 600 台共同調達、山梨県市町村総合事務組合による一般競争入札で、取得金額は 2,692 万 8,000 円、取得先は株式会社 Y S K e - c o m です。

提案理由は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 15 年条例第 48 号）第 3 条の規定に基づき提案されたものです。

これも原案のとおり可決されました。

参考に、タブレット端末は N E C 製で、生徒用が 550 台、教師用が 40 台、予備 10 台となっております。

以上で報告を終わります。

議長（小林昭一君） 青木が原ごみ処理組合議会、1 番 三浦雄一郎君。

1 番（三浦雄一郎君） 青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

11 月 17 日午前 9 時 30 分より招集され、会議が行われました。

議員 7 名と会議事件説明のために青木が原ごみ処理組合管理者渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者小林 優鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部 7 名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 17 日、1 日間と決定されました。

会議事件は 3 件で、内容としまして、まず、青木が原ごみ処理組合管理者等の給料並びに旅費に関する条例の一部改正について。

次に、青木が原ごみ処理組合議会の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部改正について。

次に、令和元年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定について行われ、歳入総額 3, 596 万円で、歳出総額は 2, 370 万円となり、実質収支額は 1, 226 万円となりました。

いずれも原案のとおり可決されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了します。

議長（小林昭一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、基、青木ヶ原衛生センター議会、6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

11月17日午前11時より招集され、令和2年第2回議会定例会が行われました。

議員10名と会議事件説明のために管理者渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者小林 優鳴沢村長をはじめ、役員7名の出席がありました。

最初に、会議録署名議員の指名があり、会期は1日間と決定されました。

議案第1号青木ヶ原衛生センター管理者、副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。ほかの一部事務組合との均衡を鑑みの中で当組合の支給額が非常に低いため、報酬額を管理者、年額3,000円を2万5,000円に、副管理者、年額2,500円を2万円にそれぞれ引き上げるものです。

原案のとおり承認することに決定しました。

議案第2号青木ヶ原衛生センター特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。こちらも議案第1号と同様に、議長、年額2,000

円を2万円に、副議長、年額1,500円を1万5,000円に、議員、年額1,000円を1万2,000円に、監査委員、年額6,600円を1万5,000円に、議員たる監査委員、年額3,600円を1万円にそれぞれ引き上げるものです。

原案のとおり承認することに決定しました。

認定第1号令和元年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入は予算現額5,984万1,000円に対し、調定額、収入済額いずれも6,855万9,562円、主な内容は、分担金及び負担金として富士河口湖町2,446万123円、鳴沢村902万4,877円、し尿処理手数料515万3,050円、し尿処理受託収入1,504万3,000円などであります。

歳出は、予算現額5,984万1,000円に対し、支出済額5,303万6,671円、不用額680万4,329円、主な内容につきましては、総務管理費405万5,421円、清掃費2,703万6,350円、し尿処理場費2,189万8,272円などです。

歳入歳出差引残高1,552万2,891円は、翌年度へ繰越しとなります。

いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、7番
小林清一君。

7番（小林清一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。

10月26日午後1時30分より全員協議会及び26日午後2時より定例会が行われました。

議員 24 名と会議事件説明のため広域連合事務局長はじめ総務担当者の出席がありました。

全員協議会では、新議員の紹介、副議長の選挙がありまして、道志村議員が担当いたしました。議会運営委員の選任、定例会の運営の件、定例会の議案説明がありました。

定例会に入りまして、まず、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求める件、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての附則の改正です。

承認第 2 号専決処分の報告及び承認を求める件、令和 2 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,728 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,046 億 729 万 6,000 円とする。

認定第 1 号令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額 5 億 5,814 万 214 円、歳出 5 億 3,974 万 2,258 円。

認定第 2 号令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1,055 億 5,661 万 3,878 円、歳出 1,047 億 5,552 万 3,642 円、歳入歳出差引残高 8 億 1,109 万 236 円。

議案第 10 号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。平成 30 年度の税制改正により、令和 2 年度以降における給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除内容がそれぞれ変更となることに伴い、令和 3 年 1 月 1 日より国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 270 号）が施行されることから、

当広域連合における保険料の賦課根拠を規定する当該条例についても所要の改正を行う必要があることから、改正が実施されました。

議案第11号令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億5,265万円とする。

議案第12号令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億9,888万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,058億618万円とする。

同意第1号山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件について。富士川町長澤247番地3、樋口正訓氏が選任されました。

いずれも原案のとおり全員の賛成により議決されました。

以上をもって山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了します。

議長（小林昭一君） 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

議会運営委員会を本日8時30分より議員控室において開催いたしました。

委員全員と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1つ、本日の本会議での追加事件の取扱いは追加日程として議題とすること、以上であります。

以上で本日開催しました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第40号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）

◎日程第4 議案第41号令和2年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第5 議案第42号令和2年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第43号令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第44号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（小林昭一君） 日程第3、議案第40号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から日程第7、議案第44号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された、議案第40号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から、議案第44号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い本日開催し、付託案件の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号から議案第44号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第40号から議案第44号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。したがって、議案第40号か

ら議案第44号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（小林昭一君） お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長 小林 優君から、議案第45号鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例を定める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議案第45号鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例を定める件を追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第45号鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例を定める件

議長（小林昭一君） 追加日程第1、議案第45号鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（木暮富人君） 議案第45号鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

鳴沢村における無秩序な開発を防止し、開発事業者等に対して必要な規制を行うことにより、開発事業等の区域及びその周辺の地域における災害の発生を未然に防止するとともに、人と自然が調和する良好な自然環境や健全な生活環境を維持し、村の秩序ある発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に条例を制定する必要があるものです。

議案の1ページをご覧ください。

なお、議案の説明については、主要な条項のみの説明とさせていただきます。

第2条、定義において、開発行為、開発区域、事業主、工事施工者の用語の意義をそれぞれ規定するものです。

第3条、指導及び協力。村長は開発者に対して、自然、生活環境及び景観の保全等と調和が保たれるように指導することができるのと定めるとともに、第2項において、開発者は指導に協力しなければならないとします。

第4条、開発行為の協議。開発者は第1項第1号から第5号のいずれかに該当する開発行為について、あらかじめ協議し、同意を得なければいけないと規定します。また、第2項において、開発者は第1号から第3号に掲げる事項を記載した協議書を提出しなければならないとします。

第5条、同意。第4条に規定する協議があったときは、第6条の審査基準に従い審査し、同意についての可否を決定し、開発者に通知しなければならないとします。

第6条、審査基準。同意については、第1項第1号から第5号までの事項を勘案して行うものとするとしてします。

第7条、利害関係者の同意及び被害の補償。自治会及び周辺住民に対し事業計画を説明し、意見を十分尊重した上で、利害関係者の同意を得なければならないとします。

第8条、開発協定の締結。開発者は、村長と協定を締結しなければならないとします。

第9条から第12条までは省略させていただき、第13条、監督処分。同意を得ず、または条件に適合しない工事を施工している場合、または協定の内容に基づかない工事を施工している場合、工事の停止等、必要な措置を講ずることができるとしま

す。

第14条から第16条については省略させていただきます。

第17条から第22条は、協定に係る審査等を行う土地開発行為等調整会議に係る内容を規定したものです。

第23条、適用除外。自己の住居の用に供する建築物の建築等については適用除外とするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で議案第45号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林昭一君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（小林昭一君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和2年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月24日

議会議長

署名議員

署名議員